

公認計算委員規程

- 第1条 本連盟は、スキー競技の正確なデータの計算によって大会の運営を円滑にし、その権威を保つため、公認計算委員の制度を設ける。
- 第2条 公認計算委員となる資格者は、競技運営指導員又は各加盟団体の開催する大会において2年以上計算運営に協力した者で、加盟団体長が本連盟に推薦した者とする。
- 第3条 公認計算委員となる資格者は、次項の養成講習に参加し、検定を受けなければならない。
- 2 養成講習及び検定会の期間は、2日間とする。
 - 3 学科及び実技は、第1日目に行い、次に掲げる内容とする。
 - (1) 各種目競技の知識
 - (2) 各種目競技のルール
 - (3) 計算委員の服務心得
 - (4) 各種目の計算方法
 - (5) 計測、計算機器のオペレーション実技
 - 4 検定は、第2日目に行い、次に掲げる内容とする。
 - (1) 各種目別の学科テスト
 - (2) 適性テスト
- 第4条 公認計算委員の養成講習及び検定会は、本連盟が毎年1回行うものとする。
- 第5条 養成講習及び研修会の講師は、本連盟の計算小委員会が決定する。
- 第6条 所定の養成講習及び検定会に参加し、検定に合格した者は、公認計算委員として本連盟より資格が与えられ、公認証を授与する。
- 第7条 公認資格取得者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を本連盟に納入しなければならない。
- 第8条 検定合格者の発表は、本連盟公認委員会が審査報告の上、本連盟理事会が決定するものとする。
- 2 合格者は、各加盟団体を通じ公認料、年次登録料を本連盟へ納入するものとする。
- 第9条 養成講習及び検定会の開催に要する費用並びに講師の旅費等は、本連盟の負担とする。ただし、養成講習及び検定会の参加者の参加に要する費用は、自己負担とし、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料を本連盟へ納入するものとする。
- 第10条 公認計算委員は、資格取得後2年に1度の研修会に参加し、新しい機器の知識を習得し、正確かつ敏速な競技運営について研鑽し、各加盟団体においては、他の計時計算係に対し、指導的役割を果たすよう務めるものとする。
- 第11条 公認計算委員は、競技会開催の協力要請に対し、理由なくしてこれを拒否したり、前条の研鑽を怠るなど、その責任を保たれないと判定した場合は、本連盟理事会の決定により資格を喪失するものとする。
- 第12条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正